

日本歯科医師会の新型インフルエンザ対応方針

<平成21年4月>

■本方針を定める目的

新型インフルエンザに感染した患者が国内外で発生した場合、大きな人的被害を受けるだけでなく社会機構そのものを維持することも困難になることも考えられる。

従って、WHOによる危険レベルがフェーズ4に移行するなどを目安として、日本歯科医師会内に「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、各都道府県歯科医師会、医療関係団体との連携を迅速かつ適切に行うためのものである。

■本会の対応フローチャート

<フェーズ3>

- ・新型インフルエンザに関する基本的情報の確認
- ・都道府県歯科医師会を通じて会員への情報周知
- ・職員への注意喚起
- ・会館内の清掃の強化、感染防止対策の実施
手洗い、うがいの励行・外出時のマスク着用等
- ・生活必需品の備蓄
- ・フェーズ4での掲示物や連絡網の製作準備

<フェーズ4 A (海外発生時)>

- ・日本歯科医師会対策本部発足
情報の収集分析と都道府県歯科医師会、会員への最新情報の伝達
- ・フェーズ3において実施している対応の強化
- ・フェーズ4 Bに移行した場合の対応の再確認
- ・日本歯科医師会における海外関係事業の延期
- ・会員連絡網の再確認
- ・掲示物や連絡網の会員配布

<フェーズ4 B>

- ・都道府県歯科医師会ごとの状況の把握と対応
- ・引き続き都道府県歯科医師会及び本会ホームページを通じての会員への情報周知
- ・緊急対応施設の確認と案内
- ・連絡網による情報伝達

※既に2～3日おきに、フェーズ3→4→5と移行している。

国内の発生をみることなく、海外で大流行するケース（フェーズ6）に移行する場合等、本方針に記載しない状況になった場合は、臨機応変に対応する必要がある。

フェーズ4以降 会員診療所のとるべき対応

会員へは以下の事項の徹底をお願いします。

1. 保健所、行政窓口・感染対応医療機関との連携
2. 新型インフルエンザに関する基本的情報の確認
3. 診療室スタッフへの研修・周知、家族への周知
4. 待合室等を発信場所とした患者への啓発活動
5. 診療室・自宅でのインフルエンザ感染防止対策の実施
手洗い、うがいの励行
外出の制限とマスクの着用
6. 医薬品・生活必需品の備蓄

表1 危険レベル

フェーズ1	発生前
フェーズ2	発生前
フェーズ3	警戒期
フェーズ4A	海外発生期
フェーズ4B	国内発生期
フェーズ5	拡大期（厳戒期）
フェーズ6	パンデミック（世界的大流行）

表2 備蓄品リスト

医薬品・日用品
マスク、うがい薬、消毒用アルコール、液体石けん、体温計、常備薬、包帯、ガーゼ、ゴム手袋、水枕、冷却シート、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュ、生理用品、ビニール袋、洗濯ロープ、加湿器、ペットフード
食品
米、パックご飯、切り餅、サプリメント、麺類、レトルト、食品、缶詰、菓子、塩、砂糖、醤油、味噌、ミネラルウォーター、ペットボトル飲料、粉末飲料

＜海外患者発生時（フェーズ４Ａ）の対応＞

新型インフルエンザ対策本部の発足に呼応して、日本歯科医師会会長を長とする「日本歯科医師会新型インフルエンザ対策本部」を設置する。

対策本部では、行政及び都道府県歯科医師会と連携を密にとり、最新情報の収集と分析を行い、会員への迅速な伝達を行う。

具体的には、

- ①フェーズ３において実施している対応の強化
- ②フェーズ４Ｂに移行した場合の対応の再確認

を実施する。

特に歯科医師会における業務機能を役員や職員の在宅に移行する場合などに備えて、連絡網の再確認を行う。

また国民を対象とした掲示物や連絡網を会員あてに配布する準備を行う。

＜国内患者発生時（フェーズ４Ｂ）～拡大期（フェーズ５）の対応＞

会員の診療所における外来診療業務のあり方等について検討する必要がある場合は、対策本部の情報収集分析を踏まえ、持ち回り理事会の議を経て本会会長は都道府県歯科医師会を通じて会員に通知する。

※厚生労働省、WHO（世界保健機関）、CDC（アメリカ疾病予防管理センター）、FDI（国際歯科連盟）等の情報を都道府県歯科医師会及び本会ホームページ等を通じて配信する。

以上、本会会長より、各都道府県歯科医師会及び本会ホームページを通じて会員に連絡する形になります。

なお、歯科医療機関の診療業務の制限および休止について、国や行政から「診療室を核とした国民への感染の拡大防止」の観点から協力を求められる場合もありますので、適宜対応を図っていく必要があります。

また当然のことですが、有事の際に診療業務を継続する場合には、十分な感染予防体制のもとで、暫間的処置や投薬処置による対応を基本とします。